

## 役員報酬等に関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人福岡市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第25条の規定に基づき、役員報酬等に関し必要な事項を定めるものである。

### (役員等)

第2条 この規程において、役員とは、理事及び監事をいう。

### (報酬等の支給)

第3条 役員には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員については、報酬、賞与及び退職手当並びに通勤手当を支給する。
- (2) 非常勤役員が、その職務のため、理事会、評議員会又は監事監査に出席したときは、報酬を支給する。

2 常勤役員に対する賞与は、6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)に在職する者に支給する。基準日前1月以内に退職し、又は死亡した者についても同様とする。

3 常勤役員に対する退職手当は、役員として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

ただし、福岡市を退職し、本会に採用された者には支給しない。

### (報酬等の算定方法及び総額)

第4条 報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとし、各年度の総額が、理事は880万円、監事は7万円を超えない範囲とする。

- (1) 常勤役員の報酬については、別表1に定める額
- (2) 常勤役員の賞与については、別表2に定める額
- (3) 常勤役員の退職手当については、別表3に定める算式により算出される額
- (4) 常勤役員の通勤手当については、別表第4に定める額
- (5) 非常勤役員の報酬については、別表5に定める額

### (報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

(1) 報酬等 毎月20日（その日が日曜日、休日又は土曜日に当たるときは、その直前の金融機関営業日）

(2) 賞与 毎年6月及び12月

(3) 退職手当 任期の満了、辞任又は死亡により常勤役員を退任した後1か月以内

2 非常勤役員に対する報酬は、出席した非常勤役員に理事会、評議員会又は監事監

査を開催した日の翌月末日までに支給する。

3 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補足)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年6月28日から施行する。

附 則

1 この規程は、評議員会の決議日から施行する。

(適用日)

2 この規程による改正後の「役員報酬等に関する規程」の規定は、平成29年12月1日から適用する。

ただし、別表4の改正規定は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年6月18日から施行する。

別表1 常勤役員の報酬額

・常務理事 月額 553,000円

別表2 常勤役員の賞与

6月の賞与 報酬月額×1.55か月分

12月の賞与 報酬月額×1.70か月分

別表3 常勤役員の退職手当の算定式

退職時の報酬月額×支給率×在職期間の月数

・死亡による退職の場合は、この算定式により算定された額の10/100に相当する額を加算

・公務による負傷又は疾病のための退職（死亡含む）の場合は、この算定式により算定された額の20/100に相当する額を加算

別表4 常勤役員の通勤手当  
日額1,000円を上限

別表5 非常勤役員の報酬額

・会長	日額	4,200円
・副会長	日額	4,200円
・非常勤理事	日額	4,200円
・監事	日額	4,200円